

## 屋外広告物適正化旬間

9月1日から10日は「屋外広告物適正化旬間」です。この期間を中心に屋外広告物の規制制度の周知や、違反広告物等のパトロールなどを行います。広告物を掲出している事業者の皆さんは、条例に適合しているかなどを確認し取り組みへのご協力をお願いします。

■問合せ 建設課都市計画係 ☎72-6907

## 防災のワンポイント

今月の防災キーワードは「ゲリラ豪雨」です。

### ■発生原因

ゲリラ豪雨の原因は「積乱雲」です。

「積乱雲」は温められた地表付近の空気が立ち上り、上空で冷やされることによって発生します。

### ■ゲリラ豪雨の危険性

発生範囲が非常に狭く、発生場所をピンポイントに予測することができません。また、短時間で多量の雨をもたらし、浸水・土砂災害・落雷などの被害が発生する恐れがあります。

### ■注意すべきポイント

- ①ニュースなどで「大気の状態が不安定」「上空に寒気が入る」などといった言葉が使われたら注意しましょう。
- ②警報発令時にはすでに災害が発生している可能性があります。雨の降り方に怖さを感じる時は早めに避難しましょう。

■問合せ 総務課危機管理係 ☎72-6901



## Jアラート全国一斉情報伝達試験を実施します

地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステム(Jアラート)を用いた試験を実施し、防災行政無線および那須町安全安心メール等で情報配信します。

■実施日 8月26日(水)午前11時頃

### ■放送内容

- ①防災行政無線 「これは、Jアラートのテストです」×3 「こちらは、ぼうさい那須町役場です」
- ②那須町安全安心メール 「これは、Jアラートのテストです」

※災害の発生や気象状況などにより、試験放送が中止になる場合があります。

■問合せ 総務課危機管理係 ☎72-6901

## 小規模工事等契約希望者登録の受け付けを開始します

■対象 設計額等が80万円未満の建設工事および修繕や、50万円未満の業務委託および物品購入

■登録できる事業者 町内に事業所または住所を有する方。

### ■登録可能な業種

- ・土木、建築、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・煉瓦・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設
- ・業務委託
- ・物品購入

■申請方法 申請書類を、財政課契約管理係に提出(窓口、ホームページで様式を配布しています)

■資格の有効期間 令和8年11月1日～令和11年10月31日(3年間)

■申込期限 9月11日(金)

■申込み・問合せ 財政課契約管理係 ☎72-6902

